奈良県告示第五百七十四号

都市計画法 三画事業の (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 事業計 画 \mathcal{O} 変更を認可した。 次のとおり

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

一 施行者の名称

河合町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業河合町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

変更後の事業施行 ガ期間 昭和 五十八年十二月十六日から平成三十七年三月三十一日

まで

四 事業地

変更後の事業地

(一) 収用の部分

なし

二 使用の部分

告示第五百六十号及び平成二十三年三月奈良県告示第四百三十七号の事業地のうち 示第五十九号、 百八十五号、 示第二百七号、 河合町大字河合及び大字長楽地内において事業地を変更し、 昭和五十五年十二月奈良県告示第六百九号、 昭和六十一年三月奈良県告示第八百四十六号、 平成十二年十月奈良県告示第二百八十三号、 平成四年八月奈良県告示第三百三十六号、 昭和五十七年十二月奈良県告示第四 平成七年十一月奈良県告 平成十七年三月奈良県 平成元年七月奈良県告 河合町泉台一丁目を削

る。